

第37回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

会 社 の 株 式 に 関 す る 事 項
新 株 予 約 権 等 の 状 況
会 社 の 体 制 及 び 方 針
親会社等との間の取引に関する事項
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

株式会社パシフィックネット

事業報告 (2024年6月1日から2025年5月31日まで)

1 会社の株式に関する事項 (2025年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,700,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,255,187株 (自己株式137,313株を除く)
- (3) 株主数 2,765名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社リッチモンド	2,097,600 ^株	39.9 [%]
上田満弘	465,700	8.9
上田雄太	305,000	5.8
上田トモ子	300,000	5.7
上田修平	300,000	5.7
MSIP CLIENT SECURITIES	283,200	5.4
楽天証券株式会社	52,700	1.0
野村秀雄	47,600	0.9
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	43,800	0.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505086	29,500	0.6

(注) 持株比率は、自己株式 (137,313株) を控除して計算しております。

2 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日において職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		2018年3月発行 第1回新株予約権
発行決議日		2018年3月5日
新株予約権の総数		266個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式	26,600株
	(新株予約権1個につき100株) (注)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 200円
新株予約権の行使価額		新株予約権1個当たり 92,400円 (1株当たり 924円) (注)
新株予約権の行使期間		2020年9月1日から 2028年3月29日まで
新株予約権の主な行使条件		(注)
新株予約権の 割当対象者	取締役 (社外取締役除く)	新株予約権の数 52個
		目的となる株式数 5,200株
		保有者数 2名
	当社使用人	新株予約権の数 192個
		目的となる株式数 19,200株
		保有者数 8名
	当社の子会社の使用人等	新株予約権の数 22個
		目的となる株式数 2,200株
		保有者数 1名

(注) 本新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

① 新株予約権者は、当社の営業利益が、下記(a)乃至(c)に掲げる条件を充たしている場合、本新株予約権を行使することができる。

(a) 2020年5月期乃至2022年5月期のいずれかの期の営業利益が 500百万円を超過した場合： 20%

(b) 2020年5月期乃至2023年5月期のいずれかの期の営業利益が 700百万円を超過した場合： 50%

(c) 2020年5月期乃至2024年5月期のいずれかの期の営業利益が1,000百万円を超過した場合： 100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 本新株予約権の行使にあたっては、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、上記①(a)乃至(c)の各条件の達成により行使可能となった本新株予約権権利の全部または一部を、以下の区分に従って、それぞれ行使することができる。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - (a) 上記①の各条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から1年間：当該条件で新たに行使可能となった本新株予約権の25%まで
 - (b) 上記①の各条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日の1年経過後から1年間：当該条件で新たに行使可能となった本新株予約権の50%まで
 - (c) 上記①の各条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日の2年経過後から行使期間終期まで：当該条件で新たに行使可能となった本新株予約権の100%
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び実行状況の概要は以下のとおりであります。

内部統制基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するため、当社の果たすべき社会的責任を認識し、コーポレートガバナンスの充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、各種リスクを未然に防止する内部統制システムを構築しています。

1. 当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループでは、法令及び定款を遵守するための社内規程を定めており、これらに基づき職務を行うことを徹底しております。
- (2) 当社グループでは、情報セキュリティ、労務、インサイダー、各種法令に関する社内教育・研修等を定期的を実施することによりコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備しております。
- (3) 当社グループでは、当社各部門及び子会社での職務執行状況について、当社の内部監査室が監査を行い、問題点があれば当該部門に指摘するとともに、代表取締役社長及び取締役に報告し、当該部門の改善を求め、業務の適正を確保しております。
- (4) 当社グループでは、法令及び定款の違反行為を取締役又は使用人が知覚した場合は、監査役又は匿名性の確保された社外窓口に通報できる体制を整えております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報（次に掲げる記録を含む）は、書面又は電磁的記録媒体等への記録により、法令及び社内規程に基づき適切に保存及び管理しております。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・その他取締役の職務執行に関する重要な記録
- (2) 取締役及び監査役が、取締役の職務の執行に係る情報の記録を随時閲覧できる体制を整えております。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループでは「リスク管理規程」を定め、取締役会その他の重要な会議において、事業活動に潜在する重大な損失の危機を特定し、その重大な損失の発生を知覚した場合は、速やかに取締役会において報告する体制を整えております。
- (2) 当社グループでは、優秀な人材の確保及び育成が重要と考え、積極的に採用活動及び教育活動を行い、組織強化に努めております。
- (3) 当社グループでは、情報セキュリティに関するリスクについては、ISO27001（情報セキュリティ）に準拠したマネジメントシステムを構築し、分析・計画、実行、審査・レビュー、改善のマネジメントサイクルを維持し、適正に職務執行を行う体制を確立するとともに、各担当部署及び各子会社にて規程・マニュアル等を制定し教育・周知徹底を行っております。
- (4) 当社グループでは、各部門長が業務遂行に係るリスクの定常管理を行い、従業員の相互牽制によるリスク管理を実施するとともに、リスク管理のモニタリングについては、内部監査部門を中心にコンプライアンス及びリスク管理の観点を踏まえて定期的に監査を行っております。

4. 当社及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループ各社では、定時取締役会を毎月開催し、重要事項に関する意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督しております。また、当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項に関しては、多面的な検討を経た上で当社取締役会にて意思決定を行う体制を整えております。
- (2) グループ各社では、取締役及び役職のある使用人で構成される会議を定期的に開催し、取締役会における決定事項に基づき、これを適切に執行するための基本的事項の意思決定を機動的に行っております。
- (3) 当社グループの取締役は、グループ各社の取締役会で決議された組織構成及び取締役の職務分掌に基づき職務を執行しております。
- (4) 当社では、取締役会の実効性評価を実施し、今後の取締役の職務の一層の適正化や効率の向上を図っております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループでは、法令及び定款を遵守するための社内規程を定めており、これらを遵守し適切な取引を行うことを徹底しております。
- (2) 当社は、グループ会社の役職員が参加する会議を開催することで、各グループ会社の取締役等の職務執行に係る事項、経営内容、事業計画等の状況を確認する体制を整えております。また、当該会議を通じて当社の経営情報の伝達を図る体制を整えております。
- (3) 当社は、取締役が当社グループ間の取引の不正を知覚した場合は、速やかに取締役会において報告し、監査役の監査を受ける体制を整えております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役と監査役との協議の上、必要と認められる範囲で配置する体制を整えております。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人についての任命、解任等の異動に係る事項及び業務評価の決定については、監査役会の事前の同意を得ることとしております。
- (3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の職務を補助すべき業務に関し、取締役及び取締役会からの指示を受けないこととしております。
- (4) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、他部署の業務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先することとしております。

7. 当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、監査役の出席する取締役会において随時その担当する業務の執行状況について報告を行っております。
- (2) 監査役は、当社の取締役会その他取締役及び使用人が出席する重要な会議に出席できる体制となっております。
- (3) 当社は、監査役が必要に応じ子会社の取締役会その他子会社の取締役が出席する重要な会議に出席を求めることができる体制を整備しております。
- (4) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役の求めにより、業務執行に関する重要文書の提供及び説明を行い、監査役の職務が円滑に行われるよう迅速かつ的確に協力することとなっております。
- (5) 当社グループは、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
- (6) 監査役に係る規程の改廃は監査役会が行っております。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談することができ、当社はその費用を負担しております。また、監査役が職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当社は速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務経理担当執行役員を定め、財務報告に関する社内規程を整備し、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して連結財務諸表及び個別財務諸表を作成し、当社及び連結子会社における財務報告の信頼性を確保します。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備の状況

当社及び当社の子会社の倫理・行動規範に、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力・団体の活動を助長もしくは加担するような行為は行わないことを定めております。また、同倫理・行動規範については、常時社内及び当社の子会社内に掲示し、教育・周知徹底を図ります。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに対する取り組みの状況

当社は、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置しており、当事業年度は6回開催し、定時取締役会に報告を行っております。

当社の役員、執行役員及び従業員（パートタイマー、アルバイト、派遣社員を含む）のすべてが「コンプライアンス規程」に従い、自主的に行動できるように周知しており、対象とする遵守事項、行動規範についての具体的な行動基準を定めております。

なお、コンプライアンス規程に違反する行為が行われ、若しくは行われるおそれがある場合に対応するため、「内部通報規程」に従い、内部通報窓口を社内と社外に設置し、不正行為等の早期発見と是正に努めております。

また、内部監査につきましては、代表取締役社長が承認した内部監査計画に基づいて、内部監査室が実施しております。

(2) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名で構成され、社外監査役3名も出席しております。

「取締役会規程」の定めに従い、毎月1回の定時取締役会を開催し、決議事項の審議、報告事項の審議等を行う他、その他重要事項に関しては、その都度臨時取締役会を開催し適時対応しております。（当事業年度は18回開催）

(3) 損失の危険の管理に対する取り組み状況

当社の主要な損失の危険について、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を通じて各部署から報告を受けるとともに、想定リスクの洗い出し及びリスク評価を実施しております。

なお、情報セキュリティについては、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）による総合管理をISO対策室が実施しております。

(4) 監査役監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。（当事業年度は15回開催）

また、常勤監査役を中心に、監査方針・監査計画に基づき、取締役会や社内重要会議等に出席し、経営の監視を行うほか、業務執行状況の監査を行っております。

取締役の職務執行については、「監査役会規則」、「監査役監査基準」に従い、経営執行に対する監査強化に努めております。

4 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2024年 6 月 1 日から
2025年 5 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年 6 月 1 日残高	532,248	625,281	2,023,016	△118,925	3,061,620
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	1,203	1,203			2,407
剰余金の配当			△215,360		△215,360
親会社株主に帰属する当期純利益			529,682		529,682
自己株式の取得				△160	△160
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,203	1,203	314,321	△160	316,568
2025年 5 月31日残高	533,452	626,485	2,337,338	△119,086	3,378,189

	新株予約権	純資産合計
2024年 6 月 1 日残高	549	3,062,170
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		2,407
剰余金の配当		△215,360
親会社株主に帰属する当期純利益		529,682
自己株式の取得		△160
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△496	△496
当期変動額合計	△496	316,072
2025年 5 月31日残高	53	3,378,242

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 2社
- (2) 連結子会社の名称 株式会社ケンネット
株式会社テクノアライアンス

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称
該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① デリバティブ

時価法によっております。なお、ヘッジ会計の要件を充たす取引については、ヘッジ会計を採用しております。

② 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品、仕掛品

主に個別法

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

レンタル資産

レンタル資産の経済的使用可能予測期間を耐用年数とし、当該期間満了時のレンタル資産の見積処分価額を残存価額とする定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～42年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～15年

-
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア
ソフトウェア（自社利用）の見込利用可能期間を耐用年数（５年）とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を充たしているため、特例処理によっております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象
長期借入金に対しての利息を対象として金利スワップ取引を利用しております。
③ ヘッジ方針
金利変動リスクを回避するために、ヘッジ会計の要件を満たす範囲内でヘッジを行っております。
④ ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
① レンタル料収入
レンタル期間の経過に伴い、役務の提供に対応して、契約上収受すべきレンタル料額を収入として計上しております。なお、「リース取引に関する会計基準」に基づき収益を認識しております。
② ファイナンス・リース取引
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。なお、「リース取引に関する会計基準」に基づき収益を認識しております。

- ③ ITサービス、保守サービス
顧客との契約における履行義務の充足に従い収益を認識しております。
- ④ 商品販売
主に商品を顧客に引渡した時点で収益を認識しております。なお、収益認識会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- (6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	9,350,803
無形固定資産	100,493

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業及び地域を基本単位とした資産のグルーピングを行っており、遊休資産及び売却予定資産については、当該資産単独で区分する方法を採用しております。収益性が著しく低下した資産グループに関しては、固定資産の帳簿価額を将来キャッシュ・フローに基づく回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。なお、回収可能価額を当連結会計年度末における将来事業計画及び対象資産の売却見込み額を基礎として見積っております。

将来事業計画は、事業の属する市場環境・レンタル資産の稼働率等、対象資産の売却見込み額はIT機器の需給環境等を主要な仮定として算定しております。これら主要な仮定は、将来の経済条件の変動等により影響を受けることから見積りの不確実性が高く、計画した将来事業計画及び対象資産の売却見込み額が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 7,038,540千円
2. 当社は、中古パソコン等の仕入れ確保のため、買取保証契約を締結しております。その買取保証額は149千円であります。
3. 売掛金のうち顧客との契約から生じた債権の金額は以下のとおりです。
売掛金 136,326千円
4. 流動負債の「その他」のうち契約負債の金額は以下のとおりです。
契約負債 2,954千円

(連結損益計算書に関する注記)

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりです。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項
普通株式 5,392,500株
2. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年8月29日 定時株主総会	普通株式	215,360	41.00	2024年 5月31日	2024年 8月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種 類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効 力 発生日
2025年8月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	252,248	48.00	2025年 5月31日	2025年 8月29日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数
普通株式 26,600株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取り組み方針
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達は銀行等金融機関からの借入れによっております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金、未払金は、支払期日が集中しており、流動性リスクに晒されております。
借入金及びリース債務の使途は、運転資金及び設備投資資金であり、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、リスク管理規程に従い、営業債権等について、販売営業部門並びにレンタル担当部門が全社的に一括して把握し、必要に応じて信用調査を行う等、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しています。一部の長期借入金の変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、リスクをヘッジすることを目的として、変動金利を固定金利に変換するための金利スワップ取引を行っております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務経理グループが適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 長期借入金 (*2)	(7,618,189)	(7,558,714)	△59,474
(2) リース債務 (*3)	(77,337)	(72,937)	△4,399
(3) デリバティブ取引 (*4)	—	—	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金(2,944,852千円)が含まれております。

(*3) リース債務には1年内返済予定のリース債務(25,875千円)が含まれております。

(*4) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	7,558,714	－	7,558,714
リース債務	－	72,937	－	72,937

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法により算定しております。

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 642円83銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 100円80銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ITサブスクリプション事業	ITAD事業	コミュニケーション・デバイス事業	
一時点で移転される財	791,965	2,063,720	208,417	3,064,103
一定の期間にわたり移転される財	510,260	—	—	510,260
顧客との契約から生じる収益	1,302,226	2,063,720	208,417	3,574,364
その他の収益(*)	4,415,285	—	109,891	4,525,176
外部顧客への売上高	5,717,511	2,063,720	318,308	8,099,541

(*)「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」に基づき認識したレンタル収益が含まれております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
契約負債	622	2,954

契約負債は、主に商品販売に関連して顧客から受領した前受金になります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、622千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社及び支店等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5～15年と見積もり、割引率は国債の利回りで割引いて、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	101,541千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	38,549千円
時の経過による調整額	685千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△9,340千円</u>
期末残高	131,435千円

計算書類

株主資本等変動計算書

(2024年 6 月 1 日から
2025年 5 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2024年 6 月 1 日残高	532,248	625,281	625,281	625	1,974,440	1,975,065
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	1,203	1,203	1,203			
剰余金の配当					△215,360	△215,360
当期純利益					586,127	586,127
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	1,203	1,203	1,203	－	370,766	370,766
2025年 5 月31日残高	533,452	626,485	626,485	625	2,345,207	2,345,832

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2024年 6 月 1 日残高	△118,925	3,013,669	549	3,014,218
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）		2,407		2,407
剰余金の配当		△215,360		△215,360
当期純利益		586,127		586,127
自己株式の取得	△160	△160		△160
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△496	△496
当期変動額合計	△160	373,013	△496	372,517
2025年 5 月31日残高	△119,086	3,386,683	53	3,386,736

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。なお、ヘッジ会計の要件を充たす取引については、ヘッジ会計を採用しております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(1) 商品

主に個別法

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

レンタル資産

レンタル資産の経済的使用可能予測期間を耐用年数とし、当該期間満了時のレンタル資産の見積処分価額を残存価額とする定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～42年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

ソフトウェア（自社利用）の見込利用可能期間を耐用年数（5年）とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

長期借入金に対しての利息を対象として金利スワップ取引を利用しております。

(3) ヘッジ方針

金利変動リスクを回避するために、ヘッジ会計の要件を満たす範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

8. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) レンタル料収入

レンタル期間の経過に伴い、役務の提供に対応して、契約上收受すべきレンタル料額を収入として計上しております。なお、「リース取引に関する会計基準」に基づき収益を認識しております。

(2) ファイナンス・リース取引

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。なお、「リース取引に関する会計基準」に基づき収益を認識しております。

(3) ITサービス、保守サービス

顧客との契約における履行義務の充足に従い収益を認識しております。

(4) 商品販売

主に商品を顧客に引渡した時点で収益を認識しております。なお、収益認識会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	9,341,062
無形固定資産	94,469

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表（会計上の見積りに関する注記） (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 7,030,305千円 |
| 2. 当社は、中古パソコン等の仕入れ確保のため、買取保証契約を締結しております。その買取保証額は149千円であります。 | |
| 3. 関係会社に対する金銭債権、債務 | |
| 短期金銭債権 | 1,385千円 |
| 短期金銭債務 | 2,662千円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	990千円
営業費用	67,017千円
営業取引以外の取引高	110,123千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式	137,194株	119株	－株	137,313株

(税効果会計に関する注記)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

従業員未払賞与	34,531千円
未払費用	14,262千円
レンタル資産等減価償却	77,032千円
資産除去債務	40,330千円
貸倒引当金繰入	56千円
未払事業税	10,872千円
未払事業所税	1,529千円
その他	2,637千円

繰延税金資産小計	181,251千円
----------	-----------

評価性引当額	△41,229千円
--------	-----------

繰延税金資産合計	140,022千円
----------	-----------

(繰延税金負債)

有形固定資産	△27,763千円
--------	-----------

繰延税金負債合計	△27,763千円
----------	-----------

繰延税金資産(負債)の純額	112,258千円
---------------	-----------

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
--------	--------

(調整)

受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.20%
----------------------	--------

交際費等永久に損金に算入されない項目	0.31%
--------------------	-------

住民税均等割	1.27%
--------	-------

留保金課税	1.24%
-------	-------

評価性引当額	1.44%
--------	-------

給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	△3.65%
-------------------------	--------

その他	△0.19%
-----	--------

小計	△3.78%
----	--------

税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.83%
-------------------	--------

3 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微です。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	644円45銭
2. 1株当たり当期純利益	111円54銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。